

# 磐田市自然環境等と再生可能エネルギー 発電事業との調和に関する条例（骨子案）

## 1 目的

豊かな自然環境の保全及び安全で安心な生活環境の保全を図るため、本市における再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギーの適正な導入を通じて地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とします。

## 2 用語の定義

条例で使用する用語の定義は以下のとおりです。

再生可能エネルギー	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する太陽光、風力をいいます。
再生可能エネルギー 発電設備	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する発電設備（送電に係る電柱等を除く）をいいます。
事業	再生可能エネルギー発電設備を設置（造成工事（木竹の伐採、切土、盛土等）を含む）し、発電を行うことをいいます。
事業者	事業を計画し、これを実施する者をいいます。
事業区域	事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む）をいいます。
近隣関係者	事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者や使用者をいいます。
地元自治会	事業区域の周辺地域に存する地方自治法に規定する地縁による団体をいいます。
土地所有者等	事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいいます。

### 3 市の責務

市は、適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずることとします。

### 4 市民の責務

市民は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めることとします。

### 5 事業者の責務

事業者は、関係法令を遵守し、自然環境及び生活環境に十分配慮するとともに、近隣関係者及び地元自治会の区域に居住する者（以下「近隣関係者等」）に対して、事業計画の内容、維持管理の方法等について十分理解を求め、良好な関係を保持するよう努めることとします。

また、事業者は、発生した不要な設備について、適正に処理又は再利用を行うとともに、土地所有者等と連携して事業終了後における事業区域の有効利用に努めることとします。

### 6 土地所有者等の責務

土地所有者等は、自然環境を損なわず、災害や生活環境への被害等が発生することのないよう、土地を適正に管理しなければならないこととします。

### 7 適用事業

この条例を適用する事業は、次のいずれかに該当するものとします。

ア 太陽光 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の事業

イ 風力 発電出力が100キロワット以上の事業

ただし、建築物に設置するものについては適用しないこととします。

### 8 近隣関係者等への説明会の実施

事業者は、「10 事業の届出」で規定する事業の届出を行う前に、近隣関係者等に対して、事業に関する説明会を実施しなければならないこととします。

### 9 地元自治会との協定の締結

事業者は、「10 事業の届出」で規定する事業の届出を行う前に、説明会その他の機会において近隣関係者等の意見を聞き、地元自治会と発電設備の設置、運用、管理及び撤去に関する協定を締結しなければならないこととします。

また、地元自治会と協定を締結した後、事業者の遂行する計画の内容に変更が生じるときは、必要に応じて協定の変更を行わなければならないこととします。

## 10 事業の届出

事業者は、事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を届け出なければならないこととします。

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 事業の着手予定年月日
- ウ 事業区域の所在地、面積及び事業計画
- エ 近隣関係者等への説明会に係る報告書
- オ 地元自治会との協定書の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

また、届け出た事項を変更しようとするときは、速やかにその変更に係る内容を届け出なければならないこととします。

## 11 市長の同意

事業者は、事業を行おうとするとき、又は変更しようとするときは、市長の同意を得なければならないこととします。

また、市長は、事業者の手続が適切であって、事業計画が自然環境の保全及び生活環境の保全上支障がないと認めるときは、事業について同意することとします。

なお、事業計画について、自然環境の保全及び生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、事業計画の変更を求めることとします。

## 12 維持管理及び報告

事業者は、保守点検等計画に基づき適切に管理を行うとともに、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならないこととします。

また、自然災害、人為的災害その他の非常事態により、事業区域及びその周辺に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告しなければならないこととします。

なお、市長は、事業区域の周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、再生可能エネルギー発電設備の維持管理状況について、事業者に対し適宜報告を求めることができることとします。

## 13 事業の廃止

事業者は、事業を廃止する場合は、市長にその旨を届け出るとともに、事業により設置した設備を適正に処分しなければならないこととします。

#### 14 立入調査

市長は、事業者に対して報告書の提出を求め、職員を事業区域に立ち入らせて調査を行うことができることとします。

#### 15 指導、助言及び勧告

市長は、次に該当すると認めるときは、事業者に対し指導、助言及び勧告を行うことができることとします。

ア 虚偽の届出や市長の同意を得ずに事業に着手したとき。

イ 報告をせず、又は報告をしてもなお、適切な対策を講じなかったとき。

ウ 正当な理由なく立入調査を拒否したとき。

#### 16 公表

市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、事業者の名称及び所在地並びに当該勧告内容を公表することができることとします。

また、市長は、公表を行うときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

#### 17 国への報告

公表を行った場合は、その内容を国へ報告することとします。